

## 改正建築士法に基づく新しい建築士制度について

※お知らせが届かないことがあります。  
事務所の住所変更等がある方は届出を行ってください。

### ＜新たに義務づけられる事項（平成20年11月28日～）＞

#### ○建築主に対して、重要事項の説明が必要になります。

設計・工事監理の契約時に、管理建築士等が、建築主に対して、書面を示し、重要事項（作成する設計図書の種類、工事監理に際しての工事と設計図書との照合方法等）の説明を行うことが必要になります。

※重要事項で説明する内容は、8月末頃に国土交通省より公表予定です。

#### ○再委託が制限されます。

委託者が許諾した場合であっても、建築士事務所以外への設計・工事監理の再委託が禁止されます。

加えて、3階建て以上、かつ、1,000㎡以上の共同住宅については、委託者が許諾した場合であっても、他の建築士事務所への設計・工事監理の一括再委託（いわゆる丸投げ）が禁止されます。

#### ○建築士のみならず、定期講習の受講が必要になります。

建築士事務所に所属する建築士は、3年ごとに定期講習を受講することが必要になります。

※定期講習は、国土交通大臣の登録を受けた機関が行います。

※法施行（本年11月28日）時点で建築士事務所に所属している建築士は、初回は平成24年3月31日までに、その後は3年度ごとに受講する必要があります。

※定期講習は建築士の資格に応じた講習をそれぞれ受講する必要があります。

※定期講習を受講しない場合、建築士法違反となり、注意を行っても受講しないような悪質な場合には、懲戒処分の対象となります。

#### ○管理建築士になるために必要な条件が強化されます。

建築士事務所の管理建築士となるためには、建築士として3年以上業務に従事した後、管理建築士講習を受講することが必要になります。

※管理建築士講習は、国土交通大臣の登録を受けた機関が行います。

※法施行（本年11月28日）時点ですでに管理建築士である方は、平成23年11月27日までに、実務経験要件を満たし、管理建築士講習を受講していただく必要があります。

※業務としては、設計・工事監理・建築工事の指導監督、建築物に関する調査もしくは鑑定等、建築士事務所開設が必要となる業務が認められます。

### ＜新たに義務づけられる事項（平成21年5月27日～）＞

#### ○一定の建築物の構造設計 / 設備設計について法適合確認が必要になります。

平成21年5月27日以降は、高度な専門能力を必要とする一定の建築物の構造設計 / 設備設計に関し、構造設計一級建築士 / 設備設計一級建築士の関与（自ら設計する、または法適合確認を行う）が必要になります。

※一定の建築物とは以下の建築物のことで、

－構造設計の場合 高度な構造計算（保有水平耐力計算、限界耐力計算等）が義務づけられる建築物（RC造高さ20m超、S造4階建て以上、木造高さ13m超又は軒高9m超等）

－設備設計の場合 3階建て以上、かつ、床面積5,000㎡超の建築物

※構造設計一級建築士 / 設備設計一級建築士とは、一級建築士として5年以上の構造設計 / 設備設計の実務の後、講習（構造設計 / 設備設計や法適合確認に関する講義・修了考査）を修了した人のことです。

※平成21年5月27日から、一定の建築物に関して、構造設計一級建築士 / 設備設計一級建築士が関与していない場合は、建築確認申請書は受理されません。但し、平成21年5月26日以前に構造および設備の設計が行われた建築物の計画については、平成21年11月26日までは経過措置として受理される予定です。

### ＜関連事項＞

#### ○業務報酬基準が見直されます。

設計・工事監理等における標準的な業務量を定めた業務報酬基準（告示1206号）が見直されます。また、工事監理業務に関し、具体的な照合方法の詳細等について定めたマニュアル（ガイドライン）が策定されます。

#### ○携帯用免許証が交付されるようになります。

一級建築士免許証がICチップ入りの携帯可能なものへと変更されます。

建築確認申請窓口、都道府県建築士法担当部局、都道府県建築士会、都道府県建築士事務所協会にて、詳しいパンフレットを配布しております。この機会にぜひご一読ください。

## 改正建築士法に基づく新しい建築士制度について

※お知らせが届かないことがあります。  
事務所の住所変更等がある方は届出を行ってください。

### <新たに義務づけられる事項（平成20年11月28日～）>

#### ○建築主に対して、重要事項の説明が必要になります。

設計・工事監理の契約時に、管理建築士等が、建築主に対して、書面を示し、重要事項（作成する設計図書の種類、工事監理に際しての工事と設計図書との照合方法等）の説明を行うことが必要になります。  
※重要事項で説明する内容は、8月末頃に国土交通省より公表予定です。

#### ○再委託が制限されます。

委託者が許諾した場合であっても、建築士事務所以外への設計・工事監理の再委託が禁止されます。  
加えて、3階建て以上、かつ、1,000㎡以上の共同住宅については、委託者が許諾した場合であっても、他の建築士事務所への設計・工事監理の一括再委託（いわゆる丸投げ）が禁止されます。

#### ○建築士のみならず、定期講習の受講が必要になります。

建築士事務所に所属する建築士は、3年ごとに定期講習を受講することが必要になります。

※定期講習は、国土交通大臣の登録を受けた機関が行います。

※法施行（本年11月28日）時点で建築士事務所に所属している建築士は、初回は平成24年3月31日までに、その後は3年度ごとに受講する必要があります。

※定期講習は建築士の資格に応じた講習をそれぞれ受講する必要があります。

※定期講習を受講しない場合、建築士法違反となり、注意を行っても受講しないような悪質な場合には、懲戒処分の対象となります。

#### ○管理建築士になるために必要な条件が強化されます。

建築士事務所の管理建築士となるためには、建築士として3年以上業務に従事した後、管理建築士講習を受講することが必要になります。

※管理建築士講習は、国土交通大臣の登録を受けた機関が行います。

※法施行（本年11月28日）時点ですでに管理建築士である方は、平成24年3月31日までに、実務経験要件を満たし、管理建築士講習を受講していただく必要があります。

※業務としては、設計・工事監理・建築工事の指導監督、建築物に関する調査もしくは鑑定等、建築士事務所開設が必要となる業務が認められます。

### <新たに義務づけられる事項（平成21年5月27日～）>

#### ○一定の建築物の構造設計 / 設備設計について法適合確認が必要になります。

平成21年5月27日以降は、高度な専門能力を必要とする一定の建築物の構造設計 / 設備設計に関し、構造設計一級建築士 / 設備設計一級建築士の関与（自ら設計する、または法適合確認を行う）が必要になります。

※一定の建築物とは以下の建築物のことで、

－構造設計の場合 高度な構造計算（保有水平耐力計算、限界耐力計算等）が義務づけられる建築物（RC造高さ20m超、S造4階建て以上、木造高さ13m超又は軒高9m超等）

－設備設計の場合 3階建て以上、かつ、床面積5,000㎡超の建築物

※構造設計一級建築士 / 設備設計一級建築士とは、一級建築士として5年以上の構造設計 / 設備設計の実務の後、講習（構造設計 / 設備設計や法適合確認に関する講義・修了考査）を修了した人のことです。

※平成21年5月27日から、一定の建築物に関して、構造設計一級建築士 / 設備設計一級建築士が関与していない場合は、建築確認申請書は受理されません。但し、平成21年5月26日以前に構造および設備の設計が行われた建築物の計画については、平成21年11月26日までは経過措置として受理される予定です。

### <関連事項>

#### ○業務報酬基準が見直されます。

設計・工事監理等における標準的な業務量を定めた業務報酬基準（告示1206号）が見直されます。また、工事監理業務に関し、具体的な照合方法の詳細等について定めたマニュアル（ガイドライン）が策定されます。

#### ○携帯用免許証が交付されるようになります。

一級建築士免許証がICチップ入りの携帯可能なものへと変更されます。

建築確認申請窓口、都道府県建築士法担当部局、都道府県建築士会、都道府県建築士事務所協会にて、詳しいパンフレットを配布しております。  
この機会にぜひご一読ください。

誤

正

#### ○管理建築士になるために必要な条件が強化されます。

建築士事務所の管理建築士となるためには、建築士として3年以上業務に従事した後、管理建築士講習を受講することが必要になります。

※管理建築士講習は、国土交通大臣の登録を受けた機関が行います。

※法施行（本年11月28日）時点ですでに管理建築士である方は、平成23年11月27日までに、実務経験要件を満たし、管理建築士講習を受講していただく必要があります。

※業務としては、設計・工事監理・建築工事の指導監督、建築物に関する調査もしくは鑑定等、建築士事務所開設が必要となる業務が認められます。